二十　加算率　当該施設等における職員一人当たりの平均経験年数の区分及び別表第二又は別表第三に規定する割合に応じ、当該施設等に該当する基礎分及び賃金改善分を合わせたものをいう。

二十一　処遇改善等加算　当該施設等における職員の平均経験年数及び賃金改善の取組を踏まえた加算率により加算されるもの（別表第二及び別表第三において「区分一及び区分二」という。）並びに当該施設等において技能及び経験を有する職員について追加的な賃金改善を行う場合に加算されるもの（別表第二及び別表第三において「区分三」という。）をいう。

［二十二～二十三の二　略］

二十三の三　一歳児配置改善加算　職場環境改善を進めている当該施設等において、一歳児五人につき、保育士等を一人配置する場合に加算されるものをいう。

［二十四～三十五の四　略］

［号を削る。］

三十六　冷暖房費加算　当該施設等において、次に掲げる当該施設等の所在する地域の区分に応じ、冷暖房費として加算されるものをいう。

［イ～ホ　略］

［三十七～六十五　略］

（施設型給付費に関する経過措置）

第十条　法附則第九条第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百四十を乗じた額とする。

（特例施設型給付費に関する経過措置）

第十一条　法附則第九条第一項第二号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百四十を乗じた額とする。

２　法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第三条の規定による額に千分の七百四十を乗じて得た額とする。

（特例地域型保育給付費に関する経過措置）

第十二条　法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第六条各号の規定による額に千分の七百四十を乗じて得た額とする。

２　法附則第九条第一項第三号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第八条の規定による額に千分の七百四十を乗じて得た額とする。

（教育・保育給付認定保護者の負担上限額の算定に関する基準）

第十七条　子ども・子育て支援法施行令第四条第二項（同令第五条第二項、第九条、第十一条第二項及び第十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額については、公定価格の額から処遇改善等加算、外部監査費加算、副食費徴収免除加算、療育支援加算、施設関係者評価加算、除雪費加算、降灰除去費加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算、休日保育加算（居宅訪問型保育事業を除く。）、減価償却費加算、賃借料加算、チーム保育推進加算、高齢者等活躍促進加算及び障害児保育加算が適用される場合の額を減じた額とする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規程の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

二十　加算率　当該施設等における職員一人当たりの平均経験年数の区分に応じ、当該施設等に該当する基礎分、賃金改善要件分及びキャリアパス要件分を合わせたものをいう。

二十一　処遇改善等加算Ⅰ　当該施設等における職員の平均経験年数並びに賃金改善及びキャリアアップの取組を踏まえた加算率を基に各区分に応じ算出し、加算されるものをいう。

［二十二～二十三の二　同上］

［号を加える。］

［二十四～三十五の四　同上］

三十五の五　処遇改善等加算Ⅱ　当該施設等において、技能及び経験を有する職員について追加的な賃金改善を行う場合に加算されるものをいう。

三十五の六　処遇改善等加算Ⅲ　当該施設等において、賃上げ効果が継続されることを前提に、追加的な賃金改善を行う場合に加算されるものをいう。

三十六　冷暖房費加算　当該施設等において、当該施設等の所在する地域（次のイからホまでに掲げる地域）の区分に応じ、冷暖房費として加算されるものをいう。

［イ～ホ　同上］

［三十七～六十五　同上］

（施設型給付費に関する経過措置）

第十条　法附則第九条第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百四十九を乗じた額とする。

（特例施設型給付費に関する経過措置）

第十一条　法附則第九条第一項第二号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百四十九を乗じた額とする。

２　法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第三条の規定による額に千分の七百四十九を乗じて得た額とする。

（特例地域型保育給付費に関する経過措置）

第十二条　法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第六条各号の規定による額に千分の七百四十九を乗じて得た額とする。

２　法附則第九条第一項第三号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第八条の規定による額に千分の七百四十九を乗じて得た額とする。

（教育・保育給付認定保護者の負担上限額の算定に関する基準）

第十七条　子ども・子育て支援法施行令第四条第二項（同令第五条第二項、第九条、第十一条第二項及び第十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額については、公定価格の額から処遇改善等加算Ⅰ、外部監査費加算、副食費徴収免除加算、処遇改善等加算Ⅱ、処遇改善等加算Ⅲ、療育支援加算、施設関係者評価加算、除雪費加算、降灰除去費加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算、休日保育加算（居宅訪問型保育事業を除く。）、減価償却費加算、賃借料加算、チーム保育推進加算、高齢者等活躍促進加算及び障害児保育加算が適用される場合の額を減じた額とする。